

烈
祖
成
績
序

烈祖成績序

神祖（家康）参遠（参河・遠江）に龍興す。反乱を平らげ妖氛ふんを掃き、生民を塗炭より救ひ、以て盤石の基を建つ。文徳武功、輿誦よしよつに播げ方策に布のぶ（世の人のことばや書にのべられている）。当まさに是れ諸記所載の如し。各其の見聞する所を伝へ、皆実事を記するに非ざるは莫なし。而して見る所異有り、聞く所同じからず。其の間、詳略差誤無きこと能あたはず。神祖の時、今を距へだつること僅か百年、而して諸説紛紛ふんぶんとして、統一する所無し。豈あに重ならざるや。惜しむべし。我が成公（水戸藩主四代徳川宗堯）、励精治れいせいを図り、祖宗の風烈（人柄と手柄）を欽仰きんぎやうす。臨政の暇に侍臣をして近世諸記を讀ましめ、神祖の事に至る。最も深く意を致す府僚ふりよう、安積あさか字子先は、耆宿博洽きしゆくはくごう（学問が有り徳望の高い人）近世軍記に最熟す。公命じて神祖の事業を彙纂いさん（集め分類編集する）し、一書を勒成ろくせい（調整して刻む）せしむ。子先遂に群籍さんかくを参覈（厳しく調べる）し、閲すること数年にして脱稿す。凡およそ十有五卷。起筆の初め一卷を録し

進止を取る（編集について公の許可を受ける）。体裁称旨、名を烈祖成績と賜わる。其の書を為すや。天文に起こし、元和までとす。凡そ神祖の謀議挙動は神智妙算なり。一に年月を繋ぎ、粲然として叙する有り。諸記載する所参互考索す。稗編叢書、究搜遺る弗し。浮華を刊り、闕略を補ふ。差は之を訂し、誤は之を弁ず。関係する所有るに至れば、則ち間に論述を加ふ。考拠精確、引証詳明なり。是に於いて嚮者紛紛たる者統一する所有り。而して神祖の盛徳偉略、歴々として覩るべし。實に一代の実録たるに足るなり。嗚呼、公の是の書を纂せしむる所以は、遺範を見、此に取則せんと欲すればなり。其の励精治を図るの意、固より言を待たずして知る。而して子先克くその旨を奉じ、纂述の功を成すは、其の将順（その通りに従って行う）翼賛（力を添えて君主を補佐する）の実、亦た掩ふべからざる者有り（あきらかだ）。蓋し成公の志、人に君たるの徳なり。子先の勉、奉上の誠なり。君臣道合ひ、此に盛拳有り。豈に躋しからざらんや（なんとすばらしいではないか）。今茲に繕写して新

就す。廣（私は）命を奉じ、書の成る所以を述べ、以て之を序と為す^な。

享保十七年壬子臘月^{（一七三二）}（陰曆十二月・極月）之吉^{ろっげつ}

水戸府^{みとふ}* 大井 廣 謹書

* 大井廣^{II} 大井松隣 貞広。京都出身。元禄九年（一六九六）大串雪瀾に推挙されて水戸の修史事業に携わる。宝永四年（一七〇七）水戸彰考館総裁となり、享保十八年（一七三三）没（五十八歳）まで総裁を務める。藩主綱條の『大日本史叙』を代作する。

烈祖成績序

春秋（中国の史書。またそこに書かれた時代）の義、尊王為大。国朝、神武天皇の鼎（都を）を橿原宮に定めてより、列聖相承し、天工に代はりて万機を理む（天に代わって天下の政治をする）。律令格式の設、刑賞黜陟（功無きを退け功有るものを登用する）の典、臚列遺る無し（秩序正しく上から下へすべて伝えられた）。庶績咸熙（すべてにおいて多くの功績があがる）、天叙天秩、粲然として乱れず。中葉に迨び、皇綱紐解（天子治世がゆるむ）し、威權下移す。遂に陪臣をして国命を執らしむ（臣下の下の家来が国政をとる。下剋上の世となる）。君を視ること弁髦（つまらないもの）の如し。足利氏、霸府を京師に開くと雖も、権臣に逼り、其の哺乳を仰ぎ（恵みを欲しがる）、身且に庇ふ能はず。焉くんぞ能く王を尊ぶを得んや。唯に尊ぶ能はざるのみならず、又従ひて之を侵軼す。鐘簾設けず、鹵簿久しく廢す（立派な鐘の台は設けず、天子の行列も永く行われぬ）。公卿星散、妃嬪萍転、黍離麦秀の歎（亡国の歎き。都の跡がキビ畑麦畑になるのを見る）に幾

乎かし。而して乱臣賊子、踵きびすを接し相望む。応仁以来はんとう板蕩（乱世）極まれり。右大臣
織田公、関白豊臣公、粗あらあら尊王を知ると雖も、誠心より出づるに非ず。反かえりて其の
私わたくしを嘗み、皆観るに足る無きなり。神祖の英武間ひそかに出づ。謀略神の如し。四方の
乱かんていを戡定（平定）し、億兆を焚溺ふんできより極すくふ。真勇、大高の城守に彰あきりかなり。大義、
長湫ながくての野戦に伸ぶ。馬上、書を購ひ、儒学を興隆す。天下大定に及び、首かみとして、
諸侯をして王事に服せしむ。禁闕きんけつを營繕し、宮垣きゆうえんを修築す。膏腴こうゆ（地味の良い土地）
を奉り、以て祭祀を豊かにす。廢典を起こし、以て旧規を復す。廩祿りんろくを公卿ゆうに優ゆう
し、湯沐とうもくを妃嬪わかに頒わかつ。四海ほうすい燧燧の警（戦の狼煙を警戒する）無し。而して黎元れいげん（万民）
枕を泰山の安きに奠おく。又、関白藤原公と法制ぎじょうを議定す。綱拳目張こうきよもくちよう、朝廷肅穆しゆくぼく（大
綱細目が整い、朝廷は穏やかになる）。遂に永世不易の重典を為す。尊王の拳ま、亦た大な
らずや（なんとまあ大ではないか）。先君成公、臣しん覚に命じ神祖の事跡を編次せしむ。顧み
るは惟ただ神祖度量の関こう、信義の篤とく。仁に以て基もとを立て、智ち以て衆しゆを馭ぎよす。英雄えんゆうを延攬えんらん（味

方に引き入れるし、能く一統の業を成す。臣の庸虚讒劣（取り柄がなく浅才だ）、豈に能く其の選に応ずるを得ん（自分なりによむ）や。然るに君命重きに至り、辞避するを得ず。退きて近世の諸書を蒐索し、訳以て之を綴る。而して載籍率を備へず闕略多し。野録叢説、真偽相半ばす。異同を折衷し、遺落を摺撫す（ひろい集める）。一に本書（原典）の有る所に従ひて、敢へて一毫も（ほんの少しも）縁飾せず。故に其の文、質にして俚なり。朴にして陋なり。努めて核実を使ひ、以て史臣の采択に備ふるのみ。君臣父子に於いて、彝倫（人の道）叙する攸、将帥偏裨、安危繫ぐ所に至れば、則ち間に己の意を付し、以て之を提撕（はっきりわからせる）し、亦た観る者に注意せんと欲するなり。嚮者試みに一卷を撰し、以て進止を取る。公、之を覽じて曰はく、可なりと。名を賜ひて烈祖成績と曰ふ。太申曰はく、乃（ここでは尊称）烈祖を視るに時として予怠無し（少しも怠ることがない）と。君牙曰はく、乃祖・乃父の世を惟ふに、忠貞に篤く、王家に服勞すと。其れ成績、太常に紀す有り。

其の義蓋し諸此れに取るなり。亡何公薨り、悲哽嗚咽。幾巻を廢するに至りて、之を嗣君に献じ、以て公の志を遂げんと欲す。臣残喘幾も無し（余命は少ない）。唯だ旦暮（朝夕）地に入るを恐る。故に兼程（急ぐ、一日で二日分すむ）功を課し、夜以て昼に繼ぐ。凡そ寒暑を五閱（数える）して成る。釐正（きちんと纏める）十巻を為す。繕写して進呈す。僭越の罪、既に遘るゝ所無くして、踈謬の責、深く譏を貽すを畏る。矧や夫れ神祖基業の大、覩縷（細かく破れる）すべからずと雖も、文教武徳、号を発し令を施す、一に仁を以て本と為す。故に、恵沢八荒（世界中）を被ひ、福祚万世に流る。臣（私）の瑣微（非力）、豈に敢て管窺蠡測（狭い視野で大きなものを見る）して盛業を闡揚（明らかにする）せんや。唯だ尊王の義を繹（吟味する）し、以て巻首に弁ずるのみ。尊王は太平の基を開き、義公（水戸光圀）、肅公（水戸綱條）の蒙士（無知の人）を訓誨する所以なり。臣亦た竊かに聞くに与かる（謙遜表現。遠くの席で聞き協力する）。

享保十七年歲次壬子臘月穀日（吉日）
（一七三二）

* 臣 安積覺 拜手稽首謹叙
けいしゆ

* 臣安積覺 水戸藩士。この『烈祖成績』の著者。

烈祖成績序

我が水府成公、嘗て府臣安積覺に命じ、群書を採択せしむ。神祖の紀に徴する（あらわす）は録して烈祖成績と為す。年を歴て成る。頼寛（私）乃ち得与寓目す。頼寛幼くして外伝に就き、既已にして国家治平を習聞す。神祖の功業に与かれども、然る童心に未だ審らかならず。其の故に謂ふ、古亦此の如しと。志学（十五歳）に至るに及び、乃ち益国史・野乗の録する所を読み、然る後に其の詳を歴観す。蓋し吾が東方、載籍以来二千有余年。其の間、盛衰善敗多からずと為さず。而して天運歴数の帰する所、至治和平の成る所、実に未だ嘗て今時より盛んなる者有らざるなり。今又此の録の詳らかにする所を仰ぎ観るに、自ら夫れ聡明神武以て乱を遏め四方を略（奪い取る）し、兆民に丕応す（万民にゆつたりと対する）。暨に率俾するや（その時が来ると）、大統（権力）既に集まり、以て天下を創制す。乃ち諸侯を選建し、百姓を底綏（落ち着かせる）す。昭々たるや、日月を掲ぐるが如し。三代の徳、

以て尚くわふること無しと雖も、豈に大ならざらんや。爾じらい来国家承継、重熙累洽ちようきるいこう（徳有る君主が次々と位を継ぐ）、今に於いて期民（時の民）をして皞こう々如こう（明るく朗らかなさま）たらしむ。太平の域は、夫れ厥その孫謀そんぼうを誥このし（子孫のためによい謀をのこす）、克よく祚胤そいん（子孫の幸せ）を昌さかんにするに非ざるは莫し（盛んにするものなのだ）。則ち宜むべなるかな（もつともだなあ）。度越終古（並外れた偉業がずっと続く）、今時いまの盛を致すなり。夫れ神祖の基とする所、国家の承うくる所、既已にして此の如し。我が水府の若ごときは、乃ち分物胙土そど（封土を与える）、侯をして東せしむるに至り、亦其の維城いじやうの衛、盤石ばんじやくの固、以て其の度世を謹みて蕃輔はんぼ（補佐役）と為る。遂に又其の親親（両親）の恩寵、秩推ちつす所、以て我が君侯に及べば、則ち不肖若頼寛。尚亦、幸にして定省ていせいの職を奉ずるを得（孝養を尽くす立場を得る）、以て国籍に通ず。孰たれか在天の命を対揚たいやうせずして尊尊の忠ならに倣たふ者ならんや。是れ、豈に唯ただに頼寛等のみならんや。凡そ天下兆民百姓の、今時の盛に遭遇する者、皆爾しかり（そうだ）。豈に唯ただに今時のみならんや、萬斯年よろすしねんと

雖も、苟くも其の沢を沾潤する者、皆爾り。惟だに是れ夫の日用（生活）のみならんや。知らずして亦た必ず謂ふ、古亦此の如しと。紀載有らざれば誰か能く夫の功業の大、明德の遠を与り知らんや。則ち亦、成公の志と此の録と、俱に之を永世無窮に伝ふ。知るべきなり。頼寛乃ち敢へて尊奉の意を述べ、以て其の端を付し云ふのみ。

享保甲寅春二月（享保十九年）

* 守山世子源 頼寛 謹序

* 守山世子源 頼寛 〓 守山藩の世子。守山藩は陸奥国田村郡、常陸国茨城郡・行方郡・鹿島郡において二万石を領した藩。藩主は松平氏。初代藩主松平頼貞の父頼元は水戸藩主徳川頼房の四男。元禄十三年（一七〇〇）頼貞が將軍綱吉より前記田村郡ほか二万石を与えられ、守山藩が成立した。頼寛は頼貞の世子。つまり守山藩の二代目となる。

烈祖成績凡例

- 一 參河基業は道甫公（清康）に盛んにして、変に遭い中衰す。道幹公（広忠）かいふく恢復の功有り。故に二公の事を述べ。其の梗概を見るに、天文二十年に至り、方まさに年号を掲げ、以て専ちっばら神祖の事跡を繋ぐ。
- 一 事標毎に其の出処たまたま遇異同有らば、則ち諸書を参覈さんかく（調べる）し、其れを扱えらぶ。可なるは之を書きて、下誤は之を訂す。複する者・削る者併存し、以て考察に備ふ。
- 一 凡そ名諱めいき以て公称すべからず。然るに俗間、之を諱いむを知らず。名を呼び公と称するを以て美と為す。信長公・秀吉公の如きは是なり。是れ、以て其の實を見ること無く、今一に本書（原典、諸家の記録など）に従ふに如しかず。
- 一 凡そ将士系譜有り。考ずべきは、其父祖を略書し以て家世（家の尊卑・地位）を見る。姓名称号を更かふること有るは、其の下に注す。

一 凡そ叙任の諸書、明文有るは皆年月を繋ぎ、之を書く。蓋し喪乱（そららん）（世が乱れる）の世、王室振（ふる）はず。群雄官爵を僭称す。陪臣に至り亦然り。即ち如（かく）。神祖永祿九年、始めて従五位下に叙せられ参河守に任ぜらる。九年以前、群臣安（やす）くんぞ官爵有るを得んや。本多忠勝中務大輔に任ぜられ、榊原康政式部大輔に任ぜらるるが如きは、天正十四年に在り。皆諸書追書する所なり。列国の群臣、濫冒（らんぼう）（むやみに多い）疑ふべく無きは、之を刪（けず）る。真偽弁ずべからざるは、一に本書の有る所に従ひ、之を書く。

一 凡そ将士の称号官名は、初出を書く。而して下の皆之を省く。卒するに及び、称号及び官を備（こぶ）さに書き、以て其の始終を見る。然るに将士浩繁にして、点検に称号を失ひ、置出する者有るを恐る。又、同時に同姓名有るは、松平家忠三人、甚太郎、主殿頭、紀伊守なり。松平康親二人、筑後守、周防守なり。酒井忠勝二人、宮内大輔、讃岐守なり。称号官名を繋がざれば則ち混淆弁じ

難し。故に備書して之を別つ。

一 凡そ官爵は、姓名の上に繋ぐが定式なり。慶長十年の叙仕に、侍従下野守忠吉、上総介忠輝と書くが如きは是なり。井伊直政・直孝父子は井伊侍従と書き、吉良義弥は吉良侍従と書くが如きは、正式に非ざるなり。然れども、當時称する所、輒すなわち（そのたびに）改むるを得ずして、皆本書に従ふ。

一 戦闘の事実、伝聞より出づる者有り。愛憎より出づる者有り。記者不一にして、傳会そんたく付度（推測する）、往々に真を失ふ。* 魏呉の合肥、赤壁の攻戦の如し。

* 孫盛異同評有り。盛、魏武（曹操）と相去ること纔わずかに七十余年。載籍粗備にして、* 乖かいらい（離れまがる）此の如し。況んや、今神祖の世を距つること百二十年、是非賢乱（見えない）、叢脞そうそ（こまごましてまとまりがない）重沓じゅうたつ。釐正りせい（改正）を加ふと雖も、未だ爽誤そうご（二つに割れる）を免かれず。後の君子、庶こいねがわくは之を

鑑裁せよ。

<p>* 異聞を多く集めた。 執に皿、更に執の上部に么がつく。</p>	<p>* 孫盛の晋の人。歴史家。『三国志』の注、 争のくりかえされた激戦地。</p>	<p>* 魏呉の合肥赤壁の攻戦。魏は中国漢時代の孫 末期、曹操が支配した国。合肥・赤壁、いずれも攻 権が支配した国。合肥・赤壁、いずれも攻</p>
---	--	--

烈祖成績目錄

卷之一

起天文二十年（一五五二）終

永祿五年（一五六二）九月

卷之二

永祿六年（一五六三）

至十二年（一五六九）

卷之三

元龜元年（一五七〇）至

天正三年（一五七五）

卷之四

天正四年（一五七六）

至十年（一五八二）

卷之五

天正十一年（一五八三）

至十七年（一五九〇）

卷之六

天正十八年（一五九一）

至文祿元年（一五九二）

卷之七

文祿二年（一五九三） 至

慶長四年（一五九九）

卷之八

慶長五年（一六〇〇）正月

至其年八月

卷之九

慶長五年八月

至其年九月

卷之十

慶長五年九月

至其年十二月

卷之十一

慶長六年（一六〇二）正月 至

十五年（一六一〇）十二月

卷之十二

慶長十六年（一六一一）正月

至十九年（一六一四）九月

卷之十三

慶長十九年十月

至其年十一月

卷之十四

慶長十九年十二月

至元和元年（一六一五）五月

卷之十五

元和元年五月

至二年（一六一六）四月

烈祖成績引用書目

東照宮年譜

東照宮年譜附尾

東照宮遺訓

創業記

三河物語

三河記

參河後風土記

駿府記

徳川記

一本徳川記抄

徳川歴代

德川家譜
增補追加家忠日記
松榮紀事
大樹寺記
三遠平均記
東宮記
德川代々記
中興源記
秀康事蹟
三方原合戦記
岡崎物語
源流綜貫

近代諸士伝略

彰考館雜録

古簡雜纂

南行雜録

人績南行雜録

甲陽軍鑑

甲乱記

浅井軍記

織田家譜

信長記

織田本
見行本

京都將軍譜

信長譜

秀吉譜

太閤記

伊勢国司軍記

朝鮮征伐記

筑紫軍記

細川系譜家伝録

烏居家伝

安倍家伝

鈴木重好伝

小幡景憲紀事

小幡道牛事歴

小幡景憲伝

藤堂高虎行狀
松平忠明行狀
水野勝成事記
和州諸將軍傳
難波戰記
一本難波戰記
大坂記
大坂事記
大坂軍記
難波記
難波軍記
大坂陣冬夏事記

浪花戰記

若江合戰記

龜田大隅事記

渡邊誰庵事記

小笠原久俊自記

大坂首帳

羅山文集

鷲峰文集

秦湘行記

木曾路記

武家盛衰記

東国太平記

前車後語集

元寬日録

岩淵夜話

玉滴隱見

老人雜話

勇士一言集

播州青蓮寺記

諸寺過去帳

三州和田妙國寺
播州班鳩寺

諸家伝

小笠原忠真碑文

主図合結記

諸國城主記

諸家文書纂

松平系図

福釜
大草

桜井
五井

藤井

増上寺所蔵松平譜

諸家系図家譜

安倍

杉浦

佐久間

鈴木
大久保

菅沼

野中

成瀬

武田

植村

真

田

酒井

本多

高力

高梨

浅野

奥平

松田

北條

菅原

阪崎

堀

田

桑山

水谷

新莊

保田

片倉

斯波

戸田

大友

伊王野

三代実録

清和紀

延喜式

公卿補任

武家叙任

倭名類聚集

拾芥抄

東鑑

梅花無尽蔵

国朝諫諍録

抱朴子

焦氏易林

懲毖録

明紀事本末

總計一百十六部

烈祖成績引用書目
終